

【閱覽用】

令和5年9月1日提出

令和5年9月那須塩原市議会
定例会議議案

那須塩原市

令和5年 9月那須塩原市議会定例会議 付議事件

議案番号	件名	主管
議案第74号	令和5年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)	総務部
議案第75号	令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	保健福祉部
議案第76号	令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	保健福祉部
議案第77号	令和5年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第1号)	保健福祉部
議案第78号	令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第1号)	塩原支所
議案第79号	令和5年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算(第1号)	市民生活部
議案第80号	令和5年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)	産業観光部
議案第81号	令和5年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第1号)	上下水道部
議案第82号	令和5年度那須塩原市下水道事業会計補正予算(第1号)	上下水道部
議案第83号	那須塩原市DX推進基金条例の制定について	企画部
議案第84号	那須塩原市児童生徒サポートセンター条例の一部改正について	教育部
議案第85号	那須塩原市塩原地区庁舎増改築基金条例の廃止について	塩原支所
議案第86号	那須塩原市土地開発基金条例の廃止について	総務部
議案第87号	那須塩原市ごみ減量等対策基金条例の廃止について	市民生活部
議案第88号	那須塩原市塩原地区吊橋整備基金条例の廃止について	塩原支所
議案第89号	財産の取得について	産業観光部
議案第90号	財産の処分について	産業観光部
議案第91号	黒磯市・西那須野町・塩原町新市建設計画の変更について	企画部
認定第1号	令和4年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について	総務部
認定第2号	令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	保健福祉部
認定第3号	令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	保健福祉部
認定第4号	令和4年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	保健福祉部
認定第5号	令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	塩原支所
認定第6号	令和4年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について	市民生活部
認定第7号	令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業観光部
認定第8号	令和4年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について	上下水道部
認定第9号	令和4年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について	上下水道部
報告第18号	継続費精算報告書の報告について〔令和4年度那須塩原市一般会計〕	総務部
報告第19号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	総務部
報告第20号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部
報告第21号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部
報告第22号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部
報告第23号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部
報告第24号	令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について	総務部
報告第25号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	教育部
報告第26号	放棄した私債権の報告について〔令和4年度那須塩原市一般会計〕	総務部
報告第27号	放棄した私債権の報告について〔令和4年度那須塩原市水道事業会計〕	上下水道部

議案 第74号

令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第75号

令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第76号

令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第77号

令和5年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第78号

令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第79号

令和5年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第80号

令和5年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第81号

令和5年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）

令和5年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第82号

令和5年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和5年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第83号

那須塩原市DX推進基金条例の制定について

上記議案を提出する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市DX推進基金条例

(設置)

第1条 先進的なデジタル技術を活用した、市民サービスの利便性向上、行政の業務効率化と働き方改革、地域社会におけるデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)の推進等、あらゆる分野でのDX推進を目的として那須塩原市DX推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、寄附金及び一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、DXの推進に必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第84号

那須塩原市児童生徒サポートセンター条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市児童生徒サポートセンター条例の一部を改正する条例

那須塩原市児童生徒サポートセンター条例（平成17年那須塩原市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「児童生徒の」の次に「社会的自立及び」を加える。

別表中「適応指導教室ふれあい」を「ハートフルスペースふれあい」に、「適応指導教室あすなろ」を「ハートフルスペースあすなろ」に改め、同表適応指導教室もみじの項を削る。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

議案 第85号

那須塩原市塩原地区庁舎増改築基金条例の廃止について

上記議案を提出する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市塩原地区庁舎増改築基金条例を廃止する条例
那須塩原市塩原地区庁舎増改築基金条例（平成17年那須塩原市条例第74号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第86号

那須塩原市土地開発基金条例の廃止について

上記議案を提出する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市土地開発基金条例を廃止する条例

那須塩原市土地開発基金条例（平成17年那須塩原市条例第77号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第87号

那須塩原市ごみ減量等対策基金条例の廃止について

上記議案を提出する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市ごみ減量等対策基金条例を廃止する条例

那須塩原市ごみ減量等対策基金条例（平成22年那須塩原市条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第 88 号

那須塩原市塩原地区吊橋整備基金条例の廃止について

上記議案を提出する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市塩原地区吊橋整備基金条例を廃止する条例
那須塩原市塩原地区吊橋整備基金条例（平成 17 年那須塩原市条例第 88 号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第89号

財産の取得について

次の財産の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- | | |
|----------|---|
| 1 取得財産 | 道の駅「明治の森・黒磯」青木ふるさと物産センター再整備
に係る什器備品 |
| 2 数量 | 一式 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 取得価格 | 57,145,000円 |
| 5 契約の相手方 | 栃木県宇都宮市鶴田町1611番地1
タニコー株式会社宇都宮営業所
所長 絹川 晃弘 |

議案 第90号

財産の処分について

次の財産の処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- | | |
|----------|--|
| 1 土地の所在 | 那須塩原市高林字下川原林701番7 |
| 2 地目、地積 | 宅地 14,456.20㎡ |
| 3 売却の方法 | 随意契約 |
| 4 売却予定価格 | 131,551,420円 |
| 5 売却の相手方 | 東京都新宿区愛住町3番地3
日本エヤークラフトサプライ株式会社
代表取締役 松下 修 |

議案 第91号

黒磯市・西那須野町・塩原町新市建設計画の変更について

黒磯市・西那須野町・塩原町新市建設計画を別冊のとおり変更することについて、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第7項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第1号

令和4年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第2号

令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第3号

令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第4号

令和4年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第5号

令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第6号

令和4年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第7号

令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第8号

令和4年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和4年度那須塩原市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

認定 第9号

令和4年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度那須塩原市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和4年度那須塩原市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第18号

継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、
一般会計に係る令和4年度那須塩原市継続費精算報告書を報告する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

令和4年度 那須塩原市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国(県)支出金	地方債	その他			国(県)支出金	地方債	その他			国(県)支出金	地方債	その他	
10 教育費	5 保健体育費	馬術競技会場整備工事	令和2	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
			令和3	450,000,000	427,500,000	0	0	22,500,000	423,951,000	423,951,000	0	0	0	26,049,000	3,549,000	0	0	22,500,000
			令和4	20,619,000	19,588,000	0	0	1,031,000	38,555,000	38,555,000	0	0	0	△ 17,936,000	△ 18,967,000	0	0	1,031,000
			計	470,619,000	447,088,000	0	0	23,531,000	462,506,000	462,506,000	0	0	0	8,113,000	△ 15,418,000	0	0	23,531,000

報告 第19号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年 8月 1日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年3月17日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 17,578円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は87,890円とし、過失割合は市側が20パーセント、相手側が80パーセントとする。
市は、市責任額17,578円を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇〇〇
所有者 〇〇 〇〇
使用者 〇〇 〇〇

報告 第20号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年 8月 4日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和4年10月9日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 7, 164円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は11, 940円とし、過失割合は市側が60パーセント、相手側が40パーセントとする。
市は、市責任額7, 164円を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 所有者 栃木県那須郡那須町〇〇〇〇
〇〇 〇〇
使用者 栃木県大田原市〇〇〇〇
〇〇 〇〇

報告 第21号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年 8月 4日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年6月12日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 6,375円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は21,250円とし、過失割合は市側が30パーセント、相手側が70パーセントとする。
市は、市責任額6,375円を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇〇〇
〇〇 〇〇

報告 第22号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年 8月 8日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和4年11月10日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 148,560円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は247,600円とし、過失割合は市側が60パーセント、相手側が40パーセントとする。
市は、市責任額148,560円を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇〇〇
〇〇 〇〇

報告 第23号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第19号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年 8月 8日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年6月12日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 211,567円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は211,567円とし、過失割合は市側が100パーセントとする。
市は、上記損害額を相手方に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 栃木県大田原市〇〇〇〇
〇〇 〇〇

令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

1 健全化判断比率

・実質赤字比率	－	（ 11.89% ）
・連結実質赤字比率	－	（ 16.89% ）
・実質公債費比率	3.0%	（ 25.0% ）
・将来負担比率	－	（ 350.0% ）

2 資金不足比率

・水道事業会計	－	（ 20.0% ）
・下水道事業会計	－	（ 20.0% ）
・温泉事業特別会計	－	（ 20.0% ）
・産業団地造成事業特別会計	－	（ 20.0% ）

3 監査委員の意見

別冊のとおり

※「－」は、当該数値について該当しないことを表す。

※（ ）内は、本市の令和4年度決算に適用される早期健全化基準又は経営健全化基準を表す。

報告 第25号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、令和5年度教育委員会点検・評価報告書を別冊のとおり提出する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第26号

放棄した私債権の報告について

那須塩原市債権管理条例（令和2年那須塩原市条例第52号）第14条第1項の規定により、令和4年度那須塩原市一般会計における私債権を放棄したので、同条第2項の規定により別冊のとおり報告する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第27号

放棄した私債権の報告について

那須塩原市債権管理条例（令和2年那須塩原市条例第52号）第14条第1項の規定により、令和4年度那須塩原市水道事業会計における私債権を放棄したので、同条第2項の規定により別冊のとおり報告する。

令和5年 9月 1日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎